

令和7年度事業活性化資金信用保証料補給金交付要綱

令和7年4月1日
むつ市告示第100号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の経営の安定及び事業の活性化を図り、働きやすい職場環境づくりや雇用管理の改善に取り組む事業者支援を目的として、厚生労働省の認定制度に認定された事業者が令和7年度むつ市中小企業事業活性化資金特別保証制度要綱（タイプⅡ）（令和7年むつ市告示第28号。以下「制度要綱」という。）に基づく融資を受けて青森県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）に対して支払った信用保証料について、予算の範囲内で、事業活性化資金信用保証料補給金（以下「補給金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）、実施要綱及び制度要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補給対象者)

第2条 補給金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 厚生労働大臣から、次のアからエまでのいずれかの認定を受けていること。
 - ア くるみん認定（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定をいう。）
 - イ えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の認定をいう。）
 - ウ ユースエール認定（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の認定をいう。）
 - エ もにす認定（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第77条第1項の認定をいう。）
- (2) 制度要綱の規定に基づく中小企業者であり、信用保証料を納入済みであること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補給対象経費及び補給金の額)

第3条 補給金の交付の対象となる経費は制度要綱の融資契約に基づき支払う信用保証料とし、補給金の額は制度要綱の規定に基づき信用保証協会が算定した信用保証料の全額とする。

2 補給金には、事業者選択型経営者保証非提供制度に係る上乗せ分及び償還条件の変更に係る信用保証料を含まないものとする。

(補給金の申請)

第4条 補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月31日までに、事業活性化資金信用保証料補給金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 信用保証協会に信用保証料を納入したことを証する書類の写し
- (2) 第2条第1号に規定する認定制度の認定事業所であることがわかる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補給金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その適否を審査し、活性化資金信用保証料補給金（不）交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補給金の交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補給金の交付の決定がなされた場合において規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補給に係る融資に関する経理を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補給金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (2) 規則及びこの要綱の定め並びに補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の命令を遵守すること。

(補給金の請求)

第7条 補給金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに事業活性化資金信用保証料補給金請求書（様式第3号）により、市長に請求するものとする。

(補給金の返還)

第8条 交付決定者は、借入金の繰上償還等により信用保証協会から信用保証料の返戻を受けたときは、既に交付を受けた補給金の額から返戻額を基に算出した補給金の額を控除した額を市長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。